

国連が中心となって作成した 人権関係諸条約

今回は、国際社会における人権擁護について取り上げたいと思います。国際社会といえば、国際連合(以下「国連」)がすぐに思い浮かびます。国連では、「すべての人のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」を重要な目的の一つに掲げています。グローバル化が進む現在、「人権の尊重が平和の基盤である」ということが、世界の共通認識となっています。

- 現在193の国々が国連に加盟しており、国連が中心となって作成した人権関係の諸条約等は、議定書も含め32あり、その内、2018年10月現在で日本が締結している条約等は、14項目です。その内訳は次の通りです。(③④⑩⑬は略称)
- ① 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
 - ② 市民的及び政治的に関する国際規約
 - ③ 人種差別撤廃条約
 - ④ 女子差別撤廃条約
 - ⑤ 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
 - ⑥ 難民の地位に関する条約
 - ⑦ 難民の地位に関する議定書
 - ⑧ 女性の参政権に関する条約
 - ⑨ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
 - ⑩ 子どもの権利条約
 - ⑪ 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書
 - ⑫ 子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書
 - ⑬ 障害者権利条約
 - ⑭ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

①・②の規約は「世界人権宣言」が採択された後(1966年)に、宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるために採択された規約です。この2つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として、人権保障のための国際的な基準となっています。

また、条約によって締約国の数はまっちまちであり、加盟国すべてが締結しているという条約はほとんどありません。「女性」「子ども」「人種」などに関係する条約のように大多数の国が締結している条約もあれば、「強制失踪」のように締結している国が過半数に満たないものもあるようです。その国の実状、特に国内法の整備状況などの絡みがあって、すぐに批准できない事情があるようです。ただし、少しずつですが、締約国は増えていきます。

世界には、紛争や対立、格差や差別などの諸問題が存在します。しかし、絶望することはありません。そうした問題が起こりつつも、人類は少しずつ世界平和に向かつて歩みを進めているのです。

(参考資料：法務省人権擁護局「人権の擁護」)



市人権推進課(教育庁舎1階)
 32・2122
 FAX 33・3525
 Mail:jinkensushin@city.komatsushima-i-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (354) 松並敦子・選

移植して数年やつと白木蓮ふる里こいし恋しと咲けり
 立江町 湯浅かや子

新年に間に合うように一輪がすつくと伸びて咲くさくら草
 田浦町 太田カツミ

説明は一週間後に主治医より年に一度の関所を通る
 横須町 山崎 泰子

幾重にも目出度いめでたいお正月九十回目の喜びあふれて
 坂野町 橋本千代乃

退職の記念に貰いし「ろう梅」は背丈倍になり香り放てり
 榊町 松下 玉枝

よろめける吾を案じて会う人がいずこへお越しかと尋ねく
 横須町 三宅 敏恵

正月のお節料理に子の釣りし鯽の照焼いちばん人気
 赤石町 田原トシ子

九十の姑が母恋ひ涙するうとましかりしが今ならわかる
 江田町 深田 伴子

音もなき寒九の雨にぬれ光る寺町坂の白き細道
 横須町 福島 夢栄

全国の天気予報は二カ所聞く孫住む東京わが住む徳島
 神田瀬町 大西カヲル